## 10 年保存温泉水仕様書

品 名:飲むおんせんVeil(ベール)

内 容 量: 1.5 L 内容数量: 8 本人

外箱外寸:横 35.5cm×奥行き 19cm×高さ 32cm

商 品 寸:横 8.5cm×奥行き 8.5cm×高さ31cm

内容重量: 12 k g 原材料名: 源泉 100%

泉 質:アルカリ性単純泉

P H 値: 9.86 以上

採 水 地:神奈川県西丹沢 中川温泉

製 造 者:

保存期間:10年間

保存についての注意事項

- ・ 賞味期限は、未開封のまま表示されている方法で保存した際に、品質が保たれる期限です。
- ・ 開封後はなるべくお早めにお召し上がりください。
- ・ 直射日光のあたる場所、及び外気にふれる場所は避けて保存してください。
- ・ 湿度の低い冷暗所で保存してください。
- においの強い物と一緒に保存しないでください。
- 凍らせないでください。中身が膨張し容器が破損する場合があります。
- 温度の変化により、天然のミネラル成分が浮遊・沈殿することがありますが、品質に問題はありません。

#### 栄養成分表示(100ml 当たり)

エネルギー・たんばく質・脂質・炭水化物・・・・・0

ナトリウムイオン・・・・11.7mg

カルシウムイオン・・・・1.36mg

カリウムイオン・・・・0.065mg

マグネシウムイオン・・・・・0.001mg

分析結果: 1995 年 8 月 6 日製造の温泉水を 10 年 2 ヵ月あえて悪条件で保存し(室温 50℃前後・直射日光・室温 2℃等)日本食品分析センターにて一般細菌・大腸菌郡の他に清涼飲料水基準 18 項目・26 項目・残留塩素・トリハロメタン・特に温泉で一番怖いレジオネラ菌も調査し飲用適に合格しております。(別紙※1 参照)

※15 年間保存した当社の水を分析した所飲用適の結果済みです。外容器即みが有った 為に10年以上の保存期間にはしていませんが中身は保障済みです。(別紙※2参照) 保存性について: なぜ 10 年間 (15 年間) も水が腐らないのか?と不思議に思われる方が多いようです。モノが腐食する事とは、1 の菌が数時間後には 100 に数日後には 1,000 以上にとだんだん菌が繁殖して腐ります。昔から梅干を使用すると腐りにくいと言われますのは、強酸性により殺菌効果が高く腐りにくいと言われています。

当社の温泉水はPF(値(ペーハー)9.86以上と強アルカリですので、その様な結果になったと思われますが、その部分のみならずこの温泉水の持つ微妙なバランスの成分がもたらしたのではないかと推測されます。どちらにしましても、2005年 10月に 1995年 8月製造の簡品を日本食品分析センターに飲用適の結果が出ていますのと、2010年 9月に 1995年 8月製造の簡品を固所にて飲用適の結果が出ております。結果が全てと言いますように等管轄の保健所も確認済みです。15年保存は可能でしたが容器・ダンボールに問題がありましたので 10年保存のままにしてあります。次回は 2015年に 20年保存の検査を行う予定でおります。

納入後の特徴:納入時に、10 年間保持を保証の品質保証書と最新の製造日を出荷し製造日を証明する、製造証明書を発行致します。

商品の納品後に賞味期限の日付まで品質変化があれば、交換をする事とする。(朱開封の商品のみ対象)

硬度について: 硬度 40mg/Lの軟水ですので、乳幼児の粉ミルクにも最適です。

放射能検査について: 2011 年 3 月 23 に報道されました放射能汚染につきまして、当社もいち早く 3 月 24 日に採水した顔泉水を日本食品分析センターに依頼しました所、ヨウ素・131・セシウム・134・セシウム・137 全てにおいて "検出せず"です。神奈川県西丹沢にある中川温泉の地下 364mから噴出する温泉水です。他の湧き水・浸透水・深非戸水・地下水の雨水・自然水が浸透しる過され採水されるのとは異なる地球の資源の温泉水ですので、汚染される事はまずありません。2011 年 6 月にテレビ・インターネット報道にて地下 10m以下の水源には放射能の汚染はありませんとされ、当社の温泉水は地下約 364mからの採水なので、ご安心ください。とは含いましても、今後も検査をしていきます。随時報告しますのでよろしくお願い申し上げます。

商品の特徴:健康に特徴のある温泉水です。温泉の適応症として、疲労回復・健康増進・慢性 消化器病・神経痛・冷え性・痔疾・病後回復・五十層・運動麻痺・関節痛・関節 のこわばり等に効果があるとされています。(別紙参照)

温泉飲用許可:温泉法(法律第 125)第 12 条 神奈川県指令上保第 7-109-1 号 (別紙参照)



### 水質検査結果成績書

第 105094367 - 001 号 2005年(平成17年)10月19日

検 体 名

飲むおんせん Veil(ペ-ル) 1995/8/6

校体探取時刻 \*\*\*\*年(平成\*\*年)\*\*月\*\*日 \*\*時\*\*分

**検体採取場所** 

\*\*\*\*

検体採取者氏名 \*\*\*\*\* 検体採取者所属 \*\*\*\*\*

〒151-0062 東京都經谷区元代々木町52番1号

〒564-0057 火阪府吹田市登津町3番1号 大阪支所 名古屋支所 〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目5番13号

〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1番12号

多摩研究所 〒206-0025 東京都多摩市永山6丁目11番10号 千歳研究所 〒066-0052 北海道平歲市文京2丁目3番

2005年(平成17年)09月27日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

#### 分析試験結果

| 分析試験項目             | 基準           | 結 果         | 検出限界                                  | 注   | 方 法 |
|--------------------|--------------|-------------|---------------------------------------|-----|-----|
| 一般細菌               | 100以下/ml     | 30以下/ml     | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 1   |     |
| 大腸菌群               | 検出されない       | 検出せず        |                                       | 1   |     |
| カト・ミウム             | 0.01mg/L以下   | 検出せず        | 0.001 mg/L                            | 1   |     |
| 水銀                 | 0.0005mg/L以下 | 検出せず        | 0.0001 mg/L                           | 1   | *   |
| 鉛                  |              | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | 1   |     |
| と素                 | 0.05mg/L以下   | 検出せず        | 0.001 mg/L                            | 1   |     |
| 六価クロム              | 0.05mg/L以下   | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | 1   |     |
| シアン                | 0.01mg/L以下   | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | 1   |     |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素      | 10mg/L以下     | 検出せず        | 0.2 mg/L                              | 1   |     |
| フッ素                | 0.8mg/L以下    | 0.21 mg/L   | ,                                     | 1   |     |
| 有機りン               | 0.1mg/L以下    | 検出せず        | 0.02 mg/L                             | 1   |     |
| 運鉛                 | 1.0mg/L以下 ·  | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | ] 1 |     |
| 鉄 .                | 0.3mg/L以下    | 検出せず        | 0.03 mg/L                             | 1   | ŀ   |
| 夠·                 | 1.0mg/L以下    | 検出せず        | 0.01 mg/L                             | 1   |     |
| マンカ・ン              | 0.3mg/L以下    | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | 1   |     |
| 塩素イオン              | 200mg/L以下    | 27 mg/L     |                                       | 1   | ,   |
| カルシウム、マク・ネシウム等(硬度) | 300mg/L以下    | 40 mg/L     |                                       | 1   | l i |
| 蒸発残留物              | 500mg/L以下    | 460 mg/L    |                                       | 1   |     |
| 陰付ン界面活性剤           | 0.5mg/L以下    | 検出せず        | 0.02 mg/L                             | 1   | ,   |
| フェノール頻             | 0.005mg/L以下。 | 検出せず        | 0.005 mg/L                            | 1   |     |
| 有機物等(過マンガン酸がりか消費量) | 10mg/L以下     | 1.7 mg/L    |                                       | 1   |     |
| pH値                | 5.8~8.6      | [8.9 (20 ℃) |                                       | 1   |     |
| 味                  | 異常でない        | 異常なし        | ļ                                     | 1   |     |
| 戾気                 | 異常でない        | 異常なし        | ,                                     | 1   |     |
| 色度                 | 5度以下         | 2度          | }                                     | 1   |     |
| 濁度                 | 2度以下         | 1度以下        |                                       | I   |     |

注1、食品,添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水の2清涼飲料水の製造 基準の(1) シネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の2. の表の基準によった。

SAMPLE I THE THE CONTRACT OF THE PARTY OF TH

Ł



## 水質検査結果成績書

第 105094367 - 002 写 2005年(平成17年)10月19日

飲むおんせん Veil(ペ~ル) 1995/8/6

検体採取時刻

\*\*\*\*年(平成\*\*年)\*\*月\*\*日 \*\*時\*\*分

検体採取場所

検体採取者氏名 検体採取者所属 \*\*\*\*\*

大阪支所 〒564年0091 大阪府吹田竹豊津町3番1号

名古属支所 〒460-0011 名古屋市中区大須4丁自5番13号 九州支所 〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1番12号

多廉研究所 〒206-0025 東京都多摩市永山6丁目11番10号

千歳研究所 〒066-0052 北海道千歳市文京2丁目3番

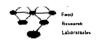
2005年(平成17年)09月27日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

#### 分析試験結果

| 分析試験項目                  | 基準           | 語 果       | 檢出限界        | 注   | 方 法 |
|-------------------------|--------------|-----------|-------------|-----|-----|
| 一般細菌                    | 100以下/ml     | 30以下/ml   |             | 1   |     |
| 大腸菌群                    | 検出されない       | 検出せず      |             | 1   |     |
| <b>ታ</b> ኑ' <b>Ξ</b> ウム | 0.01mg/L以下   | 検出せず      | 0.001 mg/L  | 1   |     |
| 水銀                      | 0.0005mg/L以下 | 検出せず      | 0.0001 mg/L | 1   | ŕ   |
| セレン                     | 0.01mg/L以下   |           | 0.001 mg/L  | I   |     |
| 鉛                       | 0.05mg/L以下   | 検出せず      | 0.005 mg/L  | 1   | K   |
| <b>እ</b> *              | 1mg/L以下      | 検出せず      | 0.1 mg/L    | 1   | ,   |
| と素                      | 0.05mg/L以下   | 検出せず      | 0.001 mg/L  | 1   | c . |
| 六価クロム                   | 0.05mg/L以下   | 検出せず      | 0.005 mg/L  | 1   |     |
| シアン                     | 0.01mg/L以下   | 検出せず      | 0.005 mg/L  | 1   |     |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素           | 10mg/L以下     | 検出せず      | 0.2 mg/L    | 1   | ,   |
| フッ素                     | 2mg/L以下      | 0.21 mg/L |             | I   |     |
| が素(が酸として)               | 30mg/L以下     | 1.8 mg/L  |             | 11  |     |
| 亜鉛                      | 5mg/L以下      | 検出せず      | 0.005 mg/L  | 1 1 |     |
| 銅                       | 1mg/L以下      | 検出せず      | 0.01 mg/L   | 1   |     |
| マンカ・ン                   | 2mg/L以下      | 検出せず      | 0.005 mg/L  | 1   |     |
| 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量として)  | 12mg/L以下     | 1.7 mg/L  |             | 1   |     |
| 硫化物(硫化水素として)            | 0.05mg/L以下   | 検出せず      | 0.01 mg/L   | 1   |     |

注1. 食品,添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品D各条(高流飲料水の2清源飲料水の製造 基準の(2) シネラルウォーター類の1.の表の基準によった。

上,



# 分析試験成績書 ※1

第105094367-003号 2005年(平成17年)10月19日

依 類 省

検 体 名 飲むおんせん Veil(ペール) 1995/8/6

東京本部 〒15 2068 加京都很全区元代々水町52番1份大阪支所 〒564-0051 大阪市阪田市豊津町3番1号名古屋支所 〒464-001 台古屋市中区大須4丁目5番13号九州支所 〒812-003 田田市城路区下県阪町1番12号多摩研究所 〒2064-0022 東京都委認市永山6丁目11番10号千歳研究所 〒066-0062 北福道中議市文京2丁目3番

2005年(平成17年)09月27日当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

#### 分析試驗結果

| 分 析 試 験  | 項目 | 結 果  | 検出限界   | 注 | 方 法  |
|--|----|--|--|---|--|
| 残留塩業 トリハロメタン クロロホルム ア・ロモシ・クロロメタン ジ・ア・ロモクロロメタン ア・ロモルルム レジ・オネラ |    | 検出せず<br>検出せず<br>検出せず<br>検出せず<br>検出せず<br>検出せず<br>検出せず<br>陰性(10未満/100m1) | 0.05 mg/L<br>0.0005 mg/L<br>0.0005 mg/L<br>0.0005 mg/L<br>0.0005 mg/L<br>0.0005 mg/L |   | 収光光度法<br>カ スクロマトク 57法<br>カ スクロマトク 57法<br>カ スクロマトク 57法<br>カ スクロマトク 57法<br>冷却遠心機縮法 |

以 上



## 分析試験成績書 ※2

依 頗 者

.

製造日 1995年8月6日 7年保存 賞味期限 2002年8月5日 温泉水 15年後分析依頼



2010年(平成22年)09月01日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

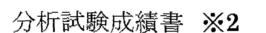
#### 分析試驗結果

| 22 (1) beed to the sec |                |           |   |         |
|------------------------|----------------|-----------|---|---------|
| 分析 試験項目                | 結 · 果          | 定量下限      | 注 | 方 法     |
| pH値                    | 9. 3 (22 °C) . | /1        | 1 |         |
| 味                      | 異常なし           | ······ '& | 1 | ,,,     |
| 臭気                     | 異常なし           | •••••     | 1 |         |
| 細菌数(生菌数)               | 5以下/ml(0/ml)   |           | 2 |         |
|                        | 陰性(10未満/100ml) | Hann.     |   | 冷却遠心濃縮法 |
| 残留塩素                   | 検出せず           | 0.05 mg/L |   | 吸光光度法   |

注1. 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号) の第1食品D各条□清涼飲料水の2清涼飲料水の製造基準の(1) ミネティウォークー類, 冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の2. の表の基準。

注2. 依頼者指定の方法によった。食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品D各条〇清涼飲料水の2 清涼飲料水の製造基準の試験法。

以 上



第 10075836001-03 号 2010年(平成22年)09月13日

検 体 名 製造日 1995年8月6日 7年保存 賞味期限 2002年8月5日 温泉水 15年後分析依頼



2010年(平成22年)09月01日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試驗結果

| 23 W B C R R R R R R R R R R R R R R R R R R |         |  |   |                      |
|--|---------|--|---|----------------------|
| 分析試験項目                                       | 結 果     | <sup>7</sup> 定量下限  | 注 | 方 法                  |
| 清涼飲料水の成分規格                                   |         | \  | 1 |                      |
| 混濁   | 適       | ······································   |   |                      |
| 沈殿物  | 適       | <b></b>  |   | Alternati            |
| t泰(As <sub>2</sub> 0 <sub>3</sub> として)       | 適       | National Control of the Control of t |   | シ゛エチルシ゜チオカルハ゛ミン配金銀   |
|  |         |  |   | 法                    |
| 鉛  | 適       |  | Ì | 原子吸光光度法              |
| カトペミウム                                       | 適       |  |   | 原子吸光光度法              |
| スス・  | 適(検出せず) | 25 დდო   |   | サリチリテ ンプミノー2ーチオフェノール |
|  | 1       |  |   | 法                    |
| 大腸歯群   | 適       |  |   |                      |

注1. 食品,添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品D各条○清涼飲料水。